

母子家庭の母に対する
総合的な自立支援

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

母子家庭の母に対する 総合的な自立支援

雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

母子家庭の自立支援策の概要

○平成14年度に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換したところ。

自立・就業支援に主眼を置いた総合的な母子家庭等対策の推進

○児童扶養手当法第2条(児童扶養手当の趣旨)

・児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない。

○母子及び寡婦福祉法第4条(自立への努力)

・母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

子育てと生活支援

- 保育所の優先入所の法定化
- ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充

就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- 母子家庭の母の公共的施設における雇い入れの促進

養育費の確保

- 養育費支払い努力義務の法定化
- 法律相談事業の実施
- 養育費の額の目安となる算定表を含む「養育費の手引」の作成
- 民事執行制度の改正による履行確保の促進

経済的支援

- 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実
- 児童扶養手当の支給

母子自立支援員の設置

相談に応じ自立に必要な指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を実施(都道府県、市等)(平成17年度(12月末現在) 1,395人)

母子家庭の現状と自立支援のあるべき方向

〈母子家庭の現状〉

急増する母子世帯

- ・123万世帯(H15)
- (5年前に比べ28%増)

母子の若年化の進行

- ・母子家庭となった時の平均年齢
- 母33.5歳、子4.8歳
- (子が18歳に達するまで約13年)

就業率は高いが、不安定な地位で就業

- ・8割を超える就業率
- ・うちパート49%、
- 常用雇用39%

不就業の者でも、高い就業意欲

- ・不就業者のうち、約86%が「就職したい」と回答

母子家庭の自立に向けた総合的なサービスの提供が不可欠

①子育て・生活支援

- ・保育所への優先入所等、子育て支援サービスの提供
- ・日常生活支援サービスの提供
- ・各種生活相談(養育費の確保等)

②就業支援

- ・就業相談、就業に関する情報提供
- ・職業能力開発等への支援
- ・雇用・就業機会の増大

③経済的支援

- ・児童扶養手当
- ・母子寡婦福祉貸付金

〈あるべき方向〉

自治体による自立支援のための総合的なコーディネートが不可欠

○総合的な相談窓口

- ・手当事務と他の就業・自立支援策との連働

○母子家庭の個々の状況に応じた自立支援プログラム(メニュー)の作成と実施

- ・地域の各種社会資源の活用

保育所、学校、子育てNPO、児童福祉施設、母子寡婦福祉団体、民生委員・児童委員、ハローワーク など

母子自立支援プログラムについて（概要）

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画書を策定し、母子家庭等就業・自立支援センター事業や生活保護受給者等就労支援事業等を活用することにより、きめ細かな自立・就労支援を実施することを目的として、母子自立支援プログラム策定員を設置することとする。

策定員の選定と配置

安定所OB、人事担当部局経験者など就業相談の知識・経験がある者等
※母子家庭等就業・自立支援センターへの配置可

面接の実施

○児童扶養手当受給者のうち自立・就労に対する意欲のある者等に対し個別に面接を実施

計画書の策定

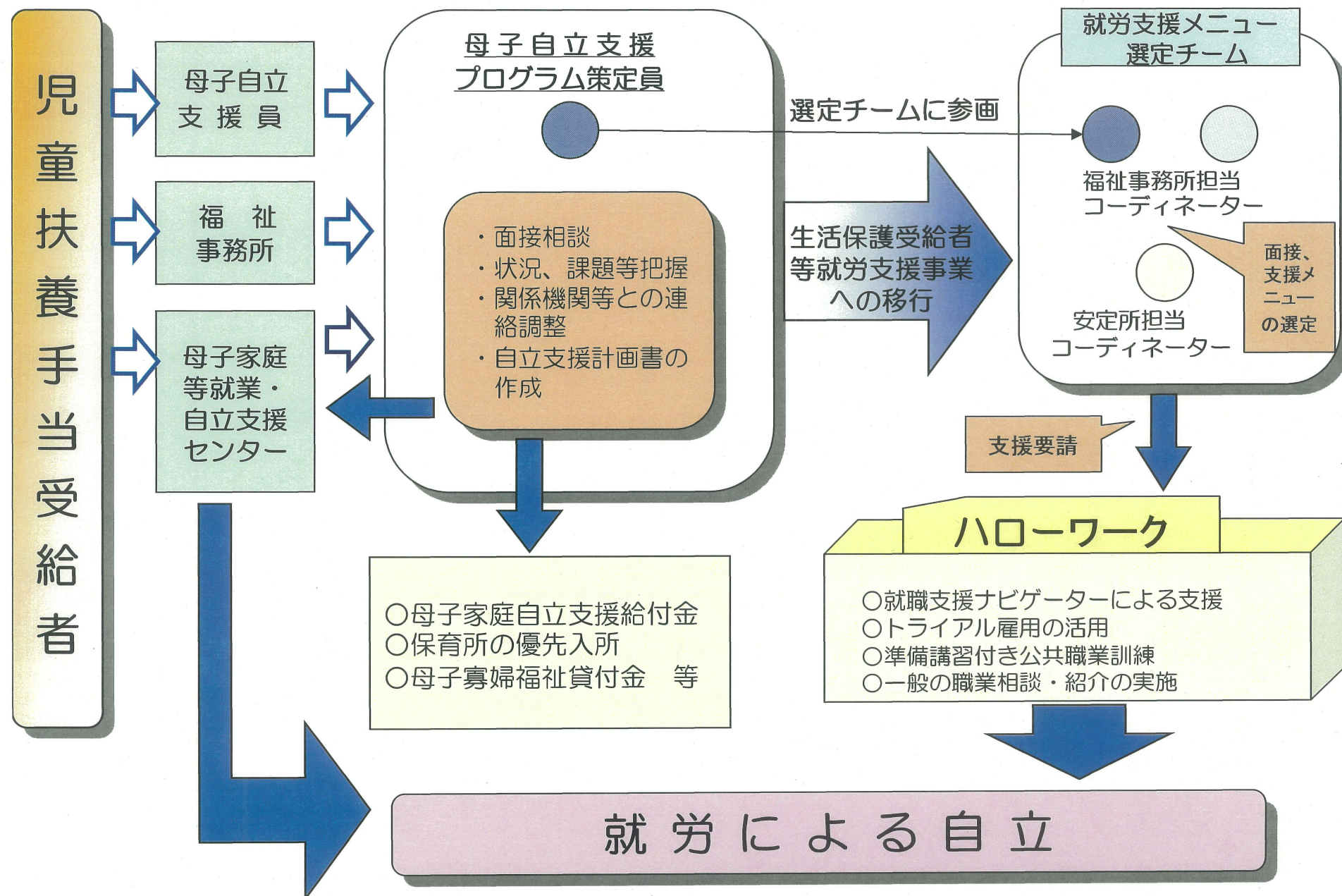
- ① 生活や子育て、健康、収入、就労の状況等、本人の現在の状況を理解するために必要な事項
- ② 本人の自立・就労を阻害している要因、課題
- ③ 自立・就労阻害要因を克服するための支援方策の内容
- ④ 自立目標
- ⑤ 支援方策実施後の経過、自立・就労の進捗状況、支援内容等に対する評価
- ⑥ 面接者の見解、面接者が本人に対して行った指導、助言、対応等の内容

関係機関等との連絡調整

就労支援事業への移行

- 就職等支援方策を検討するため、生活保護受給者等就労支援事業へ移行することが望ましいと考えられる支援対象者については、福祉事務所総括コーディネーターと事前に相談・調整。
- 策定員は、就労支援メニュー選定チームの構成員として、安定所担当者及び安定所担当コーディネーターとともに、支援対象者に対し面接を実施。
- 面接修了後、支援対象者に最も適した支援メニューを選定。

母子自立支援プログラム策定員の業務（フローチャート）



平成17年度母子自立支援員プログラム策定事業の好事例について

自治体名	好事例の概要
仙台市	平成17（2005）年度、仙台公共職業安定所（ハローワーク仙台）に就労支援コーディネーター、就労支援ナビゲーター、職業指導官が新たに配置され、自立意欲のある生活保護受給者や児童扶養手当受給者を対象に、それぞれの受給者の状況に応じて、きめ細やかで確実な就労支援を行う「生活受給者等就労支援事業」が始まったことを受けて、本市では、「母子自立支援プログラム策定事業」（平成17（2005）年度モデル事業）を開始した。 福祉事務所（区保健福祉センター）で相談を受けた自立をめざし、就業を希望する児童扶養手当受給者に対し、ハローワーク仙台と連携を図り、公共職業安定所職員と福祉事務所職員とがチームを組んで支援を進めている。 なお、自立支援プログラムを実施するにあたっては、宮城労働局やハローワーク仙台、宮城県及び本市の福祉・経済の部局の関係者で構成する協議会を設置し、この協議会において、就業支援を共通の課題に連携・協力して取り組むこととした。 このようななか、「福祉」と「雇用」の緊密な連携・協力をもとに、具体的な自立支援プログラムとそれを実行する体制（人と組織）が整い、これまでに22名の母子家庭の母に対し、ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援や、資格取得等の公共職業訓練、職業の相談・紹介等を行い、12名が就職し、支援継続中であるが就職に期待を持てるなど、着実に効果をあげている。
大阪市	相談者（年齢48歳。子供は高校生。）は、事務職で小規模事務用品卸企業に10年近く勤務していたが、事業経営が悪化し給与の遅配が続くようになったので転職を希望する。書類の書き方等をサポーターが指導しハローワークの一般窓口や求人誌で求職活動をしたが、職業検索の要領がつかめず就職に結びつかなかったため、生活保護受給者等就労支援事業につなぐ。ケース会議の結果、問題点は年齢要件とパソコンのスキルが乏しいこと、と意見が一致したため、短期パソコンの基礎研究（大阪府事業）受講を指示、本人が意欲的に取り組み、ワード・エクセルの基本をマスターする。一方、ハローワークコーディネータからは積極的な求人情報の提供、検索の指導等の働きかけがあり、本人のやる気を刺激。日参に近い頻度でハローワークで求人検索を続け、若年より落ち着いた年代を希望する企業に、正社員、社会保険完備、給与16万円、賞与60万円～80万円で再就職が決まる。
神戸市	初回相談日：平成17年12月19日 結果：正社員として株式会社へ就職 ケース概要：児童1名あり（平成17年5月生）。平成17年11月離婚後自己都合退職（育児休業制度がなく、出産＝退職という慣習があったため）。以降ハローワーク等も利用して就職活動（10社程度）を行うが、採用されず神戸市母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談を受ける。 母子家庭等就業・自立支援センターでの対応：自立支援プログラムの対象者としてケース検討。就業意欲が高く、阻害要因がない。また、就労に必要なPCスキルも身につけている点を考慮し、就労可能と判断。職務経歴書の記入指導を行い、生活保護受給者等就労支援事業の候補者としてハローワークへ推薦した。

※千葉市については、議題3「事例発表」において、同市中央福祉事務所から報告があるので、本表には掲載していない。

養育費

の取り決めにしましょう

養育費の支払い は 親としての当然の義務 です

●養育費の支払いは親としての当然の義務です

(民法第766条、第877条・母子及び寡婦福祉法第5条 下欄参照)

未成年の子どもがいる夫婦が離婚した場合、父母のどちらかを親権者として定めることとなりますが、**親権者とならなかった親も、子どもの親であることには変わりなく、親として子どもを養う責任を分担しなければなりません。**

●養育費の取決めの内容は書面で・・・

養育費の額、支払い方法、支払う期間などについてできるだけ具体的に明確に記載した上、**父母が署名するなどして、後々取り決めの内容について争いが生じないようにすることが肝要です。**



●民法（民法第四編第五編）（明治29年法律第89号）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。

協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。

2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。

3 前二項の規定によつては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

●母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

【養育費に関する取決めの参考例】

子の養育費に関する取決め

父_____（以下、甲という。）、母_____（以下、乙という。）は、
甲乙間の子_____（以下、丙という。）の養育に関して次のとおり取り決める。

第1条 甲と乙は、丙の親権者を乙と定める。

第2条 甲は乙に対し、丙の養育費として、平成____年____月から、丙が満20歳に達
する月までの間、毎月末日までに、月額金_____円を、下記銀行口座に振
込み送金する方法により支払う。

但し、上記の金額については、物価の変動その他事情に変更が生じたときは、
別途協議して定める。

_____銀行_____支店
普通・当座預金口座
番 号 _____
口座名義人 _____

年 月 日

住 所

氏 名 _____ 印

住 所

氏 名 _____ 印

（注） この様式は、養育費を取り決める際の参考として掲載しており、それぞれの事情に
応じてその内容を適宜変更する必要があります。養育費の取決めに関してご不明な
点等ございましたら、お近くの母子家庭等就業・自立支援センターや福祉事務所等
にご相談ください。

母子家庭等就業・自立支援センター事業実施先一覧

(平成17年4月現在)

自治体名	電話番号
北海道	0138-24-8040
青森県	017-735-4152
岩手県	019-623-8539
宮城県	022-295-0013
秋田県	018-896-1531
山形県	023-632-2296
福島県	024-521-5699
茨城県※	029-301-3252
栃木県	028-621-2348
群馬県	027-255-6636
埼玉県	048-645-7886
千葉県	043-225-0608
東京都	03-5261-1341
神奈川県	0466-27-2111
新潟県	025-281-5587
富山県	076-432-4298
石川県	076-231-5494
福井県	0776-21-0733
山梨県	055-252-7014
長野県※	026-235-7099
岐阜県	058-268-2569
静岡県	054-254-5220
愛知県	052-915-8862
三重県	059-228-6298
滋賀県	077-527-4800
京都府	075-252-6010
大阪府	06-6762-9995
兵庫県※	078-362-3201
奈良県	0744-29-3043
和歌山県	073-444-0376
鳥取県※	0857-26-7149
島根県	0852-32-5920
岡山県	086-222-2933
広島県	082-231-6423
山口県	083-923-2490
徳島県	088-654-7418
香川県	087-833-3472
愛媛県	089-931-1022
高知県	088-875-2500
福岡県	092-584-3922
佐賀県	0952-24-0064
長崎県	095-849-3511
熊本県	096-351-8777
大分県	097-552-3313
宮崎県	0985-22-4696
鹿児島県	099-258-2984
沖縄県	098-887-4099

自治体名	電話番号
札幌市	011-631-4257
仙台市※	022-214-8189
さいたま市※	048-829-1271
千葉市※	043-245-5178
横浜市	045-663-4188
川崎市※	044-200-2672
静岡市	054-221-1191
名古屋市	052-915-8862
京都市	075-256-3281
大阪市	06-6371-7146
神戸市	078-341-4532
広島市	082-546-1751
北九州市	093-871-3224
福岡市	092-715-8805
旭川市※	0166-25-6446
秋田市※	018-866-2094
郡山市※	024-924-2411
いわき市※	0246-22-7452
宇都宮市	028-621-2348
川越市※	049-224-8811(内線2587)
船橋市※	047-436-2408
横須賀市※	046-822-8252
相模原市※	042-769-8232
新潟市	025-281-5587
富山市	076-432-4298
金沢市※	076-220-2285
長野市※	026-224-5031
岐阜市※	058-265-4141(内線2204)
浜松市※	053-457-2035
豊橋市	052-915-8862
豊田市	052-915-8862
岡崎市	052-915-8862
堺市※	072-228-7331
高槻市※	072-674-7174
東大阪市※	06-4309-3194
姫路市※	0792-21-2312
奈良市※	0742-34-4796
和歌山市※	073-435-1219
岡山市※	086-803-1221
倉敷市※	086-426-3314
福山市※	084-928-1053
高松市	087-833-3472
松山市※	089-948-6418
高知市	088-875-2500
長崎市※	095-829-1270
熊本市	096-385-1160
大分市	097-552-3313
宮崎市	0985-21-1765
鹿児島市※	099-216-1260

事業者の皆様へ

母子家庭の母の就業を ご支援ください!!

- 長引く景気低迷の中、母子家庭の母の就職が一層厳しくなっています。母子家庭の母親は子どもを育てながら、仕事をしなければならず、就職に際し、不利な立場にあります。
- 平成15年8月より施行された「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」には、民間事業者に対する協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮が定められています。
- このような状況をご理解頂き、母子家庭の就業支援に対しご支援下さい。

Q 例えば、どのような支援の方法があるのか？

- A 母子家庭の母の雇用に配慮いただき、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターに求人情報を提供する。
- A 母子福祉団体等に事業を一部委託する。

【母子福祉団体等への事業委託例】

- ビル・公園等清掃事業
- 自動販売機の設置
- 統計データ等入力業務
- 議事録作成業務
- 託児業務委託 等
- 食堂・喫茶・売店経営
- 事業所内の保育事業
- 介護人派遣事業
- 宅配給食サービス

Q 母子家庭等就業・自立支援センターとは？

- A 各都道府県等に設置されており、母子家庭に対して無料就業相談・講習会・情報提供等の事業を実施しています。
- A 詳しくは各都道府県等にお問い合わせ下さい。

※なお、事業主に対する助成事業として、常用雇用転換奨励金事業(窓口：福祉事務所)、トライアル雇用事業(窓口：ハローワーク)及び特定求職者雇用開発助成金事業(窓口：ハローワーク)がございますので、ご活用下さい。

詳しくは…

最寄りの各都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター又は各地方公共団体にお問い合わせ下さい。

(注) ※印は自治体の事業所管課の連絡先

全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体及び関係団体一覧表

(全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体)

地区	名 称	郵便番号	所 在 地	TEL FAX
全国	財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会	154-0012	東京都世田谷区駒沢2-33-7 全母子協会館内	03-3421-5366 03-3421-5545
北海道・東北	社会福祉法人 北海道母子寡婦福祉連合会	060-0031	札幌市中央区北1条東8丁目 母子福祉センター内	011-261-0447 011-232-8095
	社会福祉法人 札幌市母子寡婦福祉連合会	060-0042	札幌市中央区大通西19丁目 社会福祉総合センター内	011-631-3270 011-643-5904
	財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ内	017-735-4160
	社会福祉法人 岩手県母子寡婦福祉協会	020-0015	盛岡市本町通3-19-1 県福祉相談センター内	019-623-8539
	財団法人 宮城県母子福祉連合会	983-0832	仙台市宮城野区安養寺3-7-3 県母子福祉センター内	022-256-6512
	社会福祉法人 秋田県母子寡婦福祉連合会	010-0864	秋田市手形吉町4-26 県母子福祉総合センター内	018-833-4249 018-833-4246
	財団法人 山形県母子寡婦福祉連合会	990-0021	山形市小川町2-3-31 県総合社会福祉センター内	023-633-0962 023-633-0961
	財団法人 福島県母子寡婦福祉連合会	960-8141	福島市渡利字七社宮111 県総合社会福祉センター内	024-523-1250 024-523-4477
	社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会	310-0065	水戸市八幡町11-52 県立母子の家内	029-221-7505 029-221-8618
	財団法人 栃木県母子寡婦福祉連合会	320-0072	宇都宮市若草2-2-39 県母子福祉センター内	028-622-4524
関東	財団法人 群馬県母子寡婦福祉協議会	371-0843	前橋市新前橋町13-12 県社会福祉総合センター内	027-255-6636 027-255-6652
	財団法人 埼玉県母子寡婦福祉連合会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124 県母子福祉センター内	048-645-7886 048-642-7112
	財団法人 千葉県母子寡婦福祉連合会	260-0856	千葉市中央区安養寺2-10-9 県母子福祉会館内	043-222-5818 043-225-9177
	財団法人 東京都母子寡婦福祉協議会	162-0823	東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ内	03-5261-1341~2 03-5261-1343
	財団法人 神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会	251-0036	藤沢市江ノ島1-11-1 県かながわ女性センター内	0466-27-2111 0466-22-1035
	財団法人 横浜市母子寡婦福祉会	231-0023	横浜市中区山下町253-1 市職能開発総合センター内	045-651-0390
	財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会	211-0067	川崎市中原区今井上町34 市母子福祉センターサン・ライヴ内	044-733-1166 044-733-8934
	社会福祉法人 新潟県母子寡婦福祉連合会	950-0994	新潟市上所2-2-2 ユニゾンプラザ内	025-281-5546 025-281-5547
	財団法人 山梨県母子寡婦福祉連合会	400-0025	甲府市朝日4-5-21 県母子センター内	055-252-7014 055-253-7046
	社会福祉法人 長野県母子寡婦福祉連合会	380-0928	長野市若里7-1-7 県社会福祉総合センター内	026-228-9233
中部	社会福祉法人 静岡県母子寡婦福祉連合会	420-0856	静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5220 054-254-0056
	財団法人 富山県母子寡婦福祉連合会	930-0094	富山市安住町5-21 県総合福祉会館内	076-432-4298 076-432-4221
	財団法人 石川県母子寡婦福祉連合会	920-0862	金沢市芳斉1-15-20 県母子福祉会館内	076-264-0503 076-231-5494
	財団法人 福井県母子寡婦福祉連合会	910-0026	福井市光陽2-3-22 県社会福祉センター内	0776-21-0733 0776-21-0310
	財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内	058-274-0494
	財団法人 愛知県母子寡婦福祉連合会	462-0033	名古屋市中区金田町3-11 県母子福祉会館内	052-915-8862 052-915-8444
	財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	514-0003	津市桜橋2-131 県社会福祉会館内	059-228-6298 059-225-5874
	社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会	520-0801	大津市におの浜4-3-26 県母子福祉施設のぞみ荘内	077-522-3704 077-521-5082
	社会福祉法人 京都府母子寡婦福祉連合会	604-0874	京都市中京区竹屋町通鳥丸東入る清水町375 府立総合社会福祉会館内	075-223-1360

地区	名 称	郵便番号	所 在 地	TEL FAX
近畿	社団法人 京都市母子寡婦福祉連合会	602-0827	京都市上京区桐形通出町西入上る相生町98 市母子福祉センター米岡荘内	075-256-2194
	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会	540-0012	大阪市中央区谷町5-4-13 府谷町福祉センター内	06-6762-9995 06-6762-3796
	社会福祉法人 大阪府母子と子の共助会	531-0071	大阪市北区中津1-4-10 市立愛光会館内	06-6371-7146 06-6371-6722
	財団法人 兵庫県婦人共助会	650-0011	神戸市中央区下山手通5-7-11 県母子会館内	078-341-7372 078-341-7384
	社会福祉法人 神戸市母子福祉たちばな会	650-0016	神戸市中央区楠通3-4-1 市立母子福祉センター内	078-341-4532 078-371-6478
	社団法人 奈良県母子福祉連合会	634-0061	橿原市大久保町320-11 県社会福祉総合センター内	0744-29-0188 0744-29-0189
	社団法人 和歌山県母子寡婦福祉連合会	641-0021	和歌山市和歌浦東3-6-46 県立和歌山すみれホーム内	073-444-0376 073-444-0488
	財団法人 鳥取県連合母子会	689-0201	鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内	0857-59-6331 0857-59-6340
	財団法人 島根県母子会連合会	690-0011	松江市東津田町1741-3 県立母子福祉センター内	0852-32-5920 0852-32-5921
	財団法人 岡山県母子寡婦福祉連合会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 県庁保健福祉部子育て支援課内	086-224-2111 (内2856) 086-234-5770
中国	財団法人 広島県母子寡婦福祉連合会	730-0844	広島市中区舟入幸町12-14 県立母子福祉センター内	082-231-6423
	財団法人 広島県母子寡婦福祉連合会	730-0052	広島市中区千田町1-9-43 市社会福祉センター内	082-241-1768 082-241-3722
	財団法人 山口県母子寡婦福祉連合会	753-0054	山口市富田原町4-58 県母子福祉センター内	083-923-2490 083-923-2499
	財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立母子福祉センター内	088-654-7418 088-654-7414
	財団法人 香川県母子福祉連合会	760-0018	高松市天神前4-10 県母子休養ホーム白梅会館内	087-833-3472 087-833-3665
	財団法人 愛媛県母子寡婦福祉連合会	790-0804	松山市中一万町7-3 県母子福祉センター内	089-931-1022 089-931-7235
	財団法人 高知県青蘭会連盟	780-0061	高知市栄田町10-18 県母子福祉会館内	0888-72-5873
	社会福祉法人 福岡県母子寡婦福祉連合会	816-0804	春日市原町3-1-7 県総合福祉センター内	092-584-3922 092-584-3923
	財団法人 北九州市母子寡婦福祉会	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウエルとばた内	093-871-3225 093-871-3226
	財団法人 福岡市母子福祉会	810-0074	福岡市中央区大手門2-5-15 市母子福祉センター内	092-741-8967 092-761-5427
九州	財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18 県母子福祉センター内	0952-24-0064 0952-24-0293
	社団法人 長崎県母子寡婦福祉連合会	852-8104	長崎市茂里町3-24 県総合福祉センター内	095-846-8722 095-848-7456
	社会福祉法人 熊本県母子寡婦福祉連合会	860-0842	熊本市南千反畑町3-7 県総合福祉センター内	096-324-2136 096-359-8022
	財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会	870-0907	大分市大津町2-1-41 県総合社会福祉会館内	0975-52-3313
	財団法人 宮崎県母子寡婦福祉連合会	880-0007	宮崎市原町2-22 県福祉総合センター内	0985-22-4696
	社会福祉法人 鹿児島県母子寡婦福祉連合会	890-0064	鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター内	099-258-2984
	社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会	903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1 県総合福祉センター内	098-887-4099 098-887-4091

(NPO法人)

名 称	郵便番号	所 在 地	TEL FAX
NPO法人あごら	116-0003	東京都荒川区南千住3-10-10 リバーサイド中西3F	03-3891-1191 03-3891-0962
NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ	171-0051	東京都豊島区長崎5-1-31-819 豊島ハイツ	03-5995-3711 03-5995-3711
NPO法人WINK	277-0843	千葉県柏市明原3-18-5 グランドヒル明原103	04-7142-3232 04-7142-3233
NPO法人就業支援ネットワーク	816-0078	福岡県福岡市博多区竹丘町2-1-4	092-583-6635 092-583-6635

(注) 内閣府認証法人で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局で把握している法人